

令和8年2月13日

北海道洞爺湖町「宿泊税」の新設

北海道洞爺湖町から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けで同意することとしましたのでお知らせします。

新設される洞爺湖町宿泊税の概要は以下のとおりです。

課税団体	北海道洞爺湖町
税目名	宿泊税（法定外目的税）
課税客体	洞爺湖町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税収の使途	洞爺湖町観光振興を図る施策に要する費用
課税標準	上記施設における宿泊数
納税義務者	上記施設における宿泊者
税率	1人1泊につき ・2万円未満 200円 ・2万円以上5万円未満 500円 ・5万円以上 1,000円
徴収方法	特別徴収
収入見込額	（平年度）約1.5億円
課税免除等	・小学校義務教育課程以下の児童 ・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約74万円
課税を行う期間	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり

- 令和7年 9月12日 洞爺湖町議会にて条例案可決
- 令和7年 10月20日 総務大臣協議
- 令和8年 2月13日 総務大臣同意
- 令和8年 4月 1日 条例施行（予定）

連絡先
自治税務局企画課
担当：上田理事官、佐久間係長、大原
電話：03-5253-5658
Eメール：zei.kikaku_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示
しております。送信の際には「@」に変更してください。